

お知らせ

五十崎地区簡易水道事業の統合について

このたび国は「1町1水道」を原則として補助制度を整備・撤廃し、今後は簡易水道事業を水道事業に統合する事業のみ国の補助制度の対象とすることとしました。

内子町には現在、内子町水道事業（上水道）1施設、簡易水道事業19施設があります。しかし今後は、老朽化に伴う施設の更新や耐震化などが必要となることから事業費の大幅な増加が想定され、統合は避けられない状況です。このため、町全体の簡易水道事業を内子町水道事業に1本化し、水道の安定供給と経営安定化を図りたいと考えています。

このことについて、22年度から各自治センター単位で説明会を開き、町民の皆さんのご意見を伺いながら取り組んでいきます。ご協力をお願いします。まず五十崎地区簡易水道事業の23年度の統合を目指して

赤い羽根共同募金ご協力のお礼

内子町社会福祉協議会では昨年10月1日から赤い羽根共同募金運動を展開してきました。この運動に対して、各自治会長、社協分会長、ボランティアや地域の皆様の温かいご協力により、516万円の寄付が集まりました。この寄付金は、愛媛県共同募金会を通じて県内の障害者

準備を進めています。

- 今後の予定
 - ・21年度〓五十崎地区簡易水道経営統合作業開始
 - ・22年度〓地域住民説明会の開催
 - ・23年度〓新内子町水道事業（五十崎地区簡易水道統合）営業開始

4月6日～15日は春の全国交通安全運動

- スローガン 「安心をみんなにとどける伊予の道」
- 運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止
- 全国重点
 - ・すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ・自転車の安全利用の推進
 - ・飲酒運転の根絶
- その他
 - ・高速道路無料化（社会実験）が始まると、交通量が増え、交通事故や渋滞の増加が予想されます。今から高速道路の安全な走り方についておさらいしておきましょう。

はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術を受ける際の補助券を交付します

22年度にはり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術を受ける際に利用できる補助券を交付します。

- 対象年齢・補助の内容
 - 40～64歳 …… 1回 700円
 - 65歳以上 …… 1回 1,000円

※補助券の交付は、1人につき、1年度4枚を限度とします。

※補助券を町内の指定施術者に提出すれば、補助券の金額を町が負担しますので、その差額分をお支払いください。

- 申請方法
 - 申請は、保健福祉班・内子分庁・小田支所で行って付けています。印鑑をお持ちの上、窓口までお越しください。

町内指定施術者

はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧師の免許を持ち、町内で施術所を開いている人は次のとおりです。

内子地区		五十崎地区	
山田 明	内子4	小島 誠二	中 町
門田 浩	内子11	中野 晴夫	下 町
山岡 愛利	内子11	松森 弘孝	西 沖
橋本 洋三	大 岡	岡山 浩子	古 田
石丸 千鳥	河内4		

【問い合わせ】

住民福祉課 保健福祉班 福祉庶務係

就職したり転出したりするときは国民健康保険の届け出を忘れずに

就職したり、進学などで町外に転出したりするときは、国民健康保険の届け出が必要です。早めに手続きを行いましょう。

こんなとき	届け出に必要なもの	気を付けること
国保加入	退職したとき（※1） ○社会保険離脱証明書 ○雇用保険受給資格者証 ○印鑑	家族が国保に加入している場合は、届け出の際に家族の保険証が必要です。
国保退	内子町に転入したとき ○転出証明書（※2） ○印鑑	家族も加入した場合は、全員の保険証が必要です。
その他	就職などで社会保険に加入したとき ○新たな社会保険の保険証と現在持っている国保の保険証 ○印鑑	学生は特例が適用できる場合もあります。
	内子町から転出するとき ○現在持っている国保の保険証 ○印鑑	内子町から転出する場合があります。
	進学などで町外に住むため、個人で保険証が必要なとき ○在学証明書または学生証 ○現在持っている国保の保険証 ○印鑑	

- ※1 自発的でない離職の場合は、国税の減免を受けることができます。係までご相談ください。
- ※2 転出前の市町村で国保の資格取得を行っていない場合は、社会保険離脱証明書などによる確認が必要となります。

【問い合わせ】

- 保険証の手続きなどについて
住民福祉課 住民班 国保・後期高齢係
- 国民健康保険税の減免などについて
住民福祉課 税務班 国保税係

- ・街頭募金（内子町仏教会・ボーイスカウトほか）14万5千279円
- ・学校募金（児童・生徒・園児）7万190円
- ・職域募金（町・学校教職員・民生委員・農業委員ほか）46万4千903円
- ・その他（募金箱ほか）6万7千327円
- ・合計 5百16万4千469円

探しましょう。新しい飼い主が見つからないときは役場にご相談ください。

● 登録と狂犬病予防注射を必ず犬の登録を行い、年1回の狂犬病予防注射を受けさせましょう。

【問い合わせ】
住民福祉課 保健福祉班

法務局大洲支局庁舎が移転します

松山地方法務局大洲支局は3月23日（火）から新庁舎に移転します。電話番号も変わりますのでご注意ください。

● 新所在地
〒795-0065
大洲市東若宮2番地8
☎0893(50)5055
fax 0893(50)5561

犬を飼うときはルールとマナーを守って

犬を飼うときは、正しい飼い方を守り、家族の一員として愛情を持って飼いましょう。

● 犬を放さない
庭や畑を荒らしたり、人のかんだりして他人に迷惑をかけます。

● 排泄物の処理は適切に
道路や公園、他人の敷地内にフンをして困っているという苦情が寄せられています。散歩中の犬のフンは必ず持ち帰りましょう。

● 犬を捨てない
どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を



お詫びと訂正
3月1日号の広報うちこ（25ページ）「犬の登録と狂犬病予防注射」のお知らせに誤りがありました。協力獣医師に掲載していた「藤本動物病院」「八木動物病院」は、現在閉院されています。お詫びして訂正します。